

2026年3月24日

組合員 各位

三重家石油商業組合
理事長 亀井 喜久雄

イラン情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置開始に伴う協力要請文書について

イラン情勢により原油価格が高騰する中、2026年3月19日より石油製品の価格抑制を目的にした緊急的激変緩和措置による支援が再び開始されたことに伴い、同日付で資源エネルギー庁および公正取引委員会から協力依頼文書が発出された旨、全石連から案内がありました。協力依頼文書の概要は下記のとおりです。

1. 資源エネルギー庁・燃料流通政策室長と公正取引委員会・取引企画課長 連名文書

【宛先】全石連森会長および激変緩和補助金対象事業者(元売・商社等) ※宛先別に発出

ガソリンの全国平均小売価格が170円程度を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、170円を超える部分の補助が行われることとなりました。これに伴い実質的な卸価格が下がることから、①卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売をすること、②独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確認・強化すること、③資源エネルギー庁による価格モニタリング調査への回答に引き続き協力すること、以上の3点について各SS事業者に対し周知するよう要請がありました。

2. 公正取引委員会・取引企画課長名文書

【宛先】2025年4月以降に不当廉売に関して注意を受けた事業者

石油製品価格の高騰を抑制することを目的とした緊急的な支援により実質的な卸価格が下がることから、卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した小売価格の設定をするなど、不当廉売ガイドラインを踏まえた行動により不当廉売の未然防止に努めていただくよう記載されております。

詳細につきましては、添付の各文書をご確認いただけますと幸いです。

組合員各位におかれましては、各文書の内容についてご理解いただき、ご対応いただけますようお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 燃料油価格定額引下げ措置に関する御協力について(資工庁・公取連名文書) 2通
2. 燃料油価格定額引下げ措置に関する独占禁止法上の不当廉売の未然防止について(公取文書)1通

以上

2026年3月19日

燃料油価格激変緩和補助金対象事業者各位

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
室長 甲元 信宏
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課
課長 松本 博明

イラン情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置について（依頼）

本年3月19日から、原油価格高騰による石油製品価格の高騰を抑制するため、緊急的に燃料油に対する支援を以下のとおり実施します。

- ・ ガソリンについては、全国平均小売価格が、170円程度を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、170円を超える部分の補助を行います。
- ・ 軽油・重油・灯油については、ガソリンと同額の補助を行います。航空機燃料については、ガソリンの補助額の4割相当の補助を行います。
※ 軽油は、暫定税率が廃止されるまで、暫定税率相当の17.1円の補助を加えた額とする。

これにより、補助額を含めた実質的な卸価格が引き下がることとなります。

元売及び輸入商社の各事業者におかれましては、本措置の趣旨を踏まえ、適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売に取り組んでいただくとともに、ガソリン等販売業者に対する差別対価や取引条件等の差別取扱いなど独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう法令遵守体制を確保していただきますようお願いいたします。

また、系列特約店等に対し、以下の取組を周知いただきますようお願いいたします。

- 卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売に取り組んでいただくこと。
- 今後とも、公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確認・強化いただくこと。
- 資源エネルギー庁による価格モニタリング調査について、引き続き回答に御協力いただくこと。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 : 03-3501-1320
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課 : 03-3581-3371

2026年3月19日

全国石油商業組合連合会
会長 森 洋 殿

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
室長 甲元 信宏
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課
課長 松本 博明

イラン情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置について（依頼）

本年3月19日から、原油価格高騰による石油製品価格の高騰を抑制するため、緊急的に燃料油に対する支援を以下のとおり実施します。

- ・ ガソリンについては、全国平均小売価格が、170円程度を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、170円を超える部分の補助を行います。
- ・ 軽油・重油・灯油については、ガソリンと同額の補助を行います。航空機燃料については、ガソリンの補助額の4割相当の補助を行います。
※ 軽油は、暫定税率が廃止されるまで、暫定税率相当の17.1円の補助を加えた額とする。

これにより、補助額を含めた実質的な卸価格が下がることとなります。

貴会におかれましては、本措置の趣旨を踏まえ、各SS事業者に対し、以下の取組を周知いただきますようお願いいたします。

- 卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売に取り組んでいただくこと。
- 今後とも、公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確認・強化いただくこと。
- 資源エネルギー庁による価格モニタリング調査について、引き続き回答に御協力いただくこと。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室 : 03-3501-1320
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課 : 03-3581-3371

令和8年3月19日

事業者各位

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部取引企画課
課長 松本 博明

イラン情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置に関する独占禁止法上の不当廉売の未然防止について（依頼）

公正取引委員会では、ガソリン等販売業における公正な競争を確保するため、「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」（以下「ガソリン不当廉売ガイドライン」という。）を策定し、違反行為の未然防止を図るとともに、個別の事案に対して迅速・厳正に対処してきているところです。

本年3月19日から、原油価格高騰による石油製品価格の高騰を抑制するため、資源エネルギー庁において緊急的に燃料油に対する支援を実施することとなりました。同支援における補助金の支給に伴い、補助額を含めた実質的な卸価格が下がることとなりますが、引き続き、卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した小売価格を設定する必要があります。

当委員会においては、ガソリン不当廉売ガイドラインに沿ってガソリン等販売業者による不当廉売等に迅速・厳正に対処していくこととしていますので、最近、不当廉売で注意等を受けている貴社におかれましても、このガソリン不当廉売ガイドラインを踏まえた適切な行動を採っていただくことにより、不当廉売の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課：03-3581-3371